

資料 2

令和 2 年 2 月 2 9 日
保 健 福 祉 部

新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

下線部は前回からの変更箇所

1. 国内外における発生状況

・発生状況（厚生労働省発表 2/28 版）

	発症者	うち死亡者	備 考
中 国	78,824	2,788	
日 本	210	3	・うち、チャーター便帰国者 15 名 (無症状病原体保有者 19 名含む)
そ の 他	3,591	62	・ 49 カ国・地域
	705	4	・ 国際輸送案件（クルーズ船）
合 計	83,330	2,857	

2. 県内の状況

(1) 患者数

- ①確定患者・・・1 名（2/29 午前 8 時時点判明分）（詳細は資料 1 参照）
- ②行政検査数 39 件（うち県保健環境センター実施分 13 件）（2/1～2/29 午前 8 時点判明分）

(2) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関係

- ① 乗船者で新型コロナウイルス感染症患者 1 名（無症状病原体保有者）の受入れ
2/21～ 県内感染症指定医療機関において入院を受入（60 代男性 1 名）

- ② 下船者のフォローアップ

新型コロナウイルス検査陰性確認後に下船した県内在住者の健康状態の観察

2/19 下船	5 名
2/20 下船	2 名
2/21 下船	2 名
計	9 名

下船後 14 日間、管轄保健所において
毎日電話による体調確認を実施

3. WHO（世界保健機関）及び国の対応

<世界保健機関（WHO）>

- ・ 1/31 未明、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表
- ・ 2/11 新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名
- ・ 2/17 新型コロナウイルス感染症の致死率が 2%程度である旨の見解

<国（主に厚生労働省）の対応>

- ・ 感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（1/28 公布・2/7 施行）→WHO の PHEIC 宣言を受け 2/1 に前倒し施行。
- ・ 厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28 18 時開設，2/7 からフリーダイヤル化）
- ・ 内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（1/30）
- ・ 上記本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」取りまとめ（2/13）
- ・ 入国前 14 日以内における滞在歴を確認する地域に中華人民共和国湖北省に加え，浙江省を追加（2/13）

- ・検疫法上の隔離・停留を可能とする措置を講ずる（2/13閣議決定，2/14政令施行）
- ・感染症法上の入院措置・公費負担等の対象に無症状病原体保有者が追加（2/13閣議決定，2/14政令施行）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催（2/16，2/19，2/24）
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」発出（2/17）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」発出（2/20）
- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について」発出（2/21）
- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための留意点について」発出（2/24）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」発出（2/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」発出（文部科学省）（2/28）

【検疫関係】

（仙台空港関係）

- ・仙台空港検疫所では，サーモグラフィーによる計測を実施（36.5度以上感知の場合別室で健康状態を確認）。健康カードを配布し感染防止対策を強化（1/25～）
- ・中国からの到着便内において，健康カードと質問票（湖北省滞在歴や健康状態を確認）を配布し対策を強化（2/8～）
- ・仙台国際空港（株）が対策会議を開催し，各機関が対応状況について情報共有（2/27）

（港湾関係）

- ・仙台出入国在留管理局が旅券，滞在歴を仙台検疫所が健康状態を確認

4. 県の対応

（1）庁内情報連絡体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/27）
- ②新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（1/27，2/21）
- ③新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/31）
- ④情報連絡員会議（1/24，1/29，2/7，2/14，2/21，2/28）
- ⑤イントラネット等による情報共有（1/16～）
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策本部地方対策本部の設置（2/21），会議開催（2/25）

（2）外部有識者との連携

- ①宮城県感染症対策委員会専門部会会議の開催（1/29）

（3）県民等への周知・相談体制の整備

- ①相談窓口等の開設（1/24～）（2/27対応分まで延べ相談件数）

各保健所（1/24～相談窓口設置。2/4～帰国者・接触者相談センター設置。）	731件
本庁（疾病・感染症対策室）	137件
コールセンター（2/4～仙台市と共同開設。2/22～24時間対応。）	2,272件
合計	3,140件

- ②知事定例記者会見や県ホームページでの周知・注意喚起
- ③県民向けチラシ作成（日本語・中国語・英語版）

(4) 医療体制の確保

- ・ 県内感染症指定医療機関（7病院29床）との調整
- ・ 帰国者・接触者外来の設置(16カ所)（2/4）
- ・ 宮城県感染症ネットワーク会議（行政及び感染症指定医療機関等）（2/6）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（2/6）
- ・ 県内の一般診療体制に係る打合せ（県及び仙台市医師会・仙台市・宮城県・宮城県感染症対策委員会委員長）（2/25）

(5) 検査体制の整備

- ・ 保健環境センターにおけるウイルス検査の実施(1/30 19時～対応可)
- ・ 検査実施可能機関の拡充に向けた医師会等との調整

(6) 県内の医療資材の流通状況

- ・ マスク及び消毒薬については、医療機関・薬局への供給に時間はかかるものの、組合にて対応に努めている状況（2/21時点）

(7) 国への要望等

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（2/5）
- ・ 新型コロナウイルス対策に関する緊急要望（全国衛生部長会）（2/5）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言（全国知事会）（2/21）

(8) その他対応等

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」記者発表(2/27)

(9) 各部局等における対応等

<総務部>

- ・ 関係機関（消防本部(局)、防災ヘリコプター管理事務所、LPガス協会、私立学校等）への周知（随時）
- ・ 県庁行政庁舎出入口に手指消毒薬設置、各合庁管理者に情報提供及び各合庁の対応確認（1/31）
- ・ 1階総合案内窓口での県民向けチラシの設置・配布（2/5）
- ・ 県ホームページでの新型コロナウイルス感染症に伴うイベント等の中止情報掲載（2/19）
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の予防について各所属長宛て文書通知（2/19）
- ・ 時差勤務制度の積極的活用の周知（2/27）

<震災復興・企画部>

- ・ 関係機関（東北電力(株)、県内ガス事業者、県内交通事業者等）への周知（随時）

<環境生活部>

- ・ 関係機関（宿泊事業者、感染性廃棄物取扱事業者、県内水道事業者等）への周知（随時）

<保健福祉部>

- ・ 関係機関（市町村、保健福祉事務所・保健所、社会福祉施設等）への周知(随時)
- ・ 仙台市（保健所設置）及び県医師会との連携
- ・ 保健所の感染対策体制の確認（1/31）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するメディア向けセミナーの開催（2/3、2/12）

- ・診療体制確保のため、県・市町村の備蓄マスクについて県医師会を通じた一般診療所等への配付を決定（2/12）。順次配布（2/12～）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」 発出（2/28）

<経済商工観光部>

- ・関係機関（みやぎ工業会，商工会連合会，関係企業・団体等）への周知（随時）
- ・大連事務所等を通じた情報収集
- ・外国人への情報発信，相談体制の整備
- ・県大連事務所の職員2名の帰国（2/8）
- ・中小企業等向け経営相談窓口の設置（2/18）
- ・県内経済団体（県商工会連合会，県中小企業団体中央会，県商工会議所連合会，県経営者協会，県中小企業家同好会）へ新型コロナウイルス感染防止に資する労働環境の整備に係る緊急要請を実施（2/26）

<農政部>

- ・関係機関への周知（随時）
- ・特定家畜伝染病防疫対策衛生資材（防護服・N95マスク等）の提供可能数確認
- ・食料流通に係る関係団体との連絡体制を構築（現在のところ影響はなし，2/21）
- ・イベント開催方法等の検討（現在のところ中止はなし，2/21）

<水産林政部>

- ・関係機関への周知（随時）

<土木部>

- ・関係機関（港湾事業者，空港関連事業者，建設業等関係団体，県営住宅管理団体，都市公園管理団体等）への周知（随時）
- ・仙台塩釜港（仙台港区，塩釜港区，石巻港区）港湾保安委員会を開催し，情報共有と連絡体制を確認（2/7）
- ・4月までに仙台塩釜港へ寄港が予定されていたクルーズ船の運行が中止（仙台港区2，石巻港区1）（2/26時点）
- ・国際コンテナ定期船の運休情報はなし（2/26時点）

<企業局>

- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者への感染予防徹底の周知（1/31）
- ・仙台港国際ビジネスサポートセンター利用者に対するチラシ掲出による注意喚起（1/31）
- ・感染者拡大による物流への影響を考慮し，薬品，燃料及び資機材等の十分な在庫量を確保（1/31）
- ・国が定める水道水質基準に基づき，適切な塩素消毒を実施しているため，安全な水を供給していること及び感染症予防として，身近な水道水での手洗い・うがいが有効な旨をホームページ上で周知（2/21）

<教育庁>

- ・関係機関（市町村教委，教育事務所，県立学校）への周知（随時）
- ・県図書館，県美術館，東北歴史博物館等でアルコール消毒液設置，注意喚起チラシ掲示
- ・卒業式，高校入試，出席停止及び臨時休業の対応について通知（市町村教委，教育事務所，県立学校）（2/26）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（市町村教委，教育事務所，県立学校）（2/28）

<警察本部>

- ・対策室を設置（1/29）情報収集の強化，関係機関との連携強化